佐久市こども計画調査業務仕様書

1　件名

　佐久市こども計画調査業務

2　目的

　本業務は、こども基本法に基づく市町村こども計画、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画を一体的に内包した佐久市こども計画（第三期佐久市子ども・子育て支援事業計画）を策定するに当たり、子どもや子育て家庭、若者など市民の意識と生活環境、子育てサービスの利用状況等を把握するとともに、これらの調査結果等を分析し、計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

　なお、本仕様書に定める業務内容については、本市が委託する当該業務の受注者を選定することを目的とし、現時点で想定する最低限の内容を示すものである。よって、プロポーザルの際に本仕様書に記載されていない内容の提案があり、その提案者と契約することが決定し、当該提案内容が適切であると判断した場合は本仕様書に追加記載し、契約書の仕様書とするとととともに、提案者はその提案を誠実に実行するほか、国の通知等に基づき計画に記載すべき事項が生じた際は当該通知等に準じて対応するものとする。 その他、本仕様書に定めのない事項や疑義が発生した場合は、発注者と別途協議するものとし、業務上必要と認められる場合は、本仕様書に記載されていない事項であっても、適宜実施していくこととする。

3　履行場所

　佐久市全域

4　履行期間

　契約締結の翌日から令和6年3月22日まで

5　業務内容

　本業務の内容は次のとおりとする。

（1）業務スケジュールの作成

　発注者と協議し、業務スケジュールを作成するものとする。スケジュールは令和6年度に予定している計画策定スケジュールや令和6年度こども政策推進事業費補助金の活用を踏まえたものにすること。

（2）第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画の整理分析

　現行の計画を整理分析し、課題を抽出して報告書にまとめ、計画策定の基礎資料とする。令和2年度から令和4年度までの実績については、発注者がまとめたものを提供するので、整理分析の参考資料とすること。

（3）国・長野県の情報収集および整理分析

　こども基本法を始め、子ども・子育て支援法に基づく量の見込み算出、次世代育成支援、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策に関して、調査項目の精査・検

討に必要な、国・長野県の情報収集及び整理分析を行う。

(4)アンケート調査の実施、集計

佐久市こども計画策定のために必要となる子育てサービスの利用状況、希望サービス、生活実態その他に係るアンケート調査を実施する。

ア ニーズ調査（以下、「調査A」という。）

子ども・子育て支援法に基づく事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等についてアンケート調査を行う。

調査の種類・対象等 調査対象者の例	調査内容	調査票部数（想定）
・就学前児童保護者 ・小学生保護者 ・中学生保護者 ・高校生等保護者 （ひとり親世帯保護者含む） など	子ども・子育て支援法に基づく量の見込み算出に資する内容を主な項目とすることを想定※ 次世代育成支援、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策に資する内容を主な項目とすることを想定※	就学児童の保護者 500部 就学前児童の保護者 1,000部
・小学生 ・中学生 ・高校生等 ・若者世代 など		

※国より令和5年11月に提示予定であるこども大綱を踏まえ、最終的な内容を決定するが、先行して子ども・子育て支援法に基づく量の見込み算出に資する内容、次世代育成支援、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策に資する内容を調査できるよう準備を行うこと。

イ こども計画策定のためのアンケート調査（以下、「調査B」という。）

こども施策の検討及びこども計画策定のための基礎資料とするため、こどもの意見聴取の手法としてアンケート調査を実施し、結果を報告書及び庁内会議の資料として使用できるようとりまとめる。令和5年度については、調査票の設計及び発送・回収までの実施を行う。調査票の発送に係る経費は、受託者の負担とする。

調査の種類・対象等 調査対象者の例	調査内容	調査票部数（想定）
・小学生 ・中学生 ・高校生等 ・若者世代 など	こども基本法（こども大綱）に基づく内容を想定※	小学生 500部 中学生 500部 高校生 500部 18～22歳 1,000部 保護者 500部

※詳細は、国より令和5年11月に提示予定であるこども大綱を踏まえ、決定する。

ウ　調査項目・設問の検討、設計、提案（調査A・調査B共通）

（3）で情報収集・整理分析した国・県の方針、特に国より令和5年11月に提示予定であるこども大綱を確認し、それらが計画に反映されるよう、調査項目、設問内容及び設問数について双方協議・検討のうえ、設計及び提案を行う。

エ　調査票類の印刷、発送等分担の範囲（調査A・調査B共通）

	受託者	発注者
調査票（紙・電子）の作成	○	
対象者の抽出及び選定		○
発送用、返信用封筒の印刷	○	
調査票等封入・封緘、発送宛名ラベル貼り	○	
宛名ラベルの作成		○
調査票（紙・電子）の回収	○	
郵便料金（調査票発送、市内特別郵便割引あり）	○	
郵便料金（返信用、手数料含む）	○	

回収率は60%を想定とする。調査は紙・電子の併用とするが、業務の迅速化・効率化の観点から、電子での回答による方法を推奨するものとする。

オ　調査結果の集計・分析（調査Aのみ）

アンケート結果を集計し、分析結果をまとめる。回収調査票の数値入力、単純集計を行い、必要な調査項目についてはクロス集計を行う。又、調査結果の分析を行うこと。

自由記入はテキスト入力し分類して意見の取りまとめと分析を行う。

現況検証及び教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出支援、展望把握ニーズ調査結果を踏まえるとともに、本市の現状、対象児童の人口推計及び現行の佐久市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」等の実績値の分析

・現況検証を行った上で、国から示される「量の見込みの算出の参考とする手引き」等に基づき、本市の展望を捉え教育・保育提供区域の設定並びに提供区域ごとの幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」の算出を支援する。

また、算出支援にあたっては、現行計画策定時の提供区域設定及び「量の見込み」算出の考え方や現行計画施行後の本市の社会状況の変化等を考慮すること。

なお、人口推計にあたっては、佐久市人口ビジョン等、本市の関連計画を踏まえ、最新の値を用いること。

※調査Bについては、令和5年度末までに調査の分析まで完了させることが困難と予想されるため、令和5年度は調査票の配布・回収までを実施するものとする。ただし、作業の進捗により発注者と協議の上、集計・分析を行うことは可能とする。

(5)ヒアリング調査等の実施

子育て支援の利用実態を把握するため、関係団体等へのヒアリング又は記入式の調査を行い、調査結果の集計・分析結果等を取りまとめる。

なお、実施団体等の数については概ね1０団体程度を想定しているが、実施内容とともに発注者と協議のうえ、決定する。

(6)佐久市保健福祉審議会(審議会)及び佐久市保健福祉審議会児童福祉部会(部会)運営支援

1回程度開催を予定している審議会及び2回程度開催を予定している部会の円滑な運営を支援するため、部会開催前に担当課と協議し、資料作成、必要な助言を行う。なお、部会への出席を求める場合もある。

(7)調査結果中間報告書の作成

調査票データの集計、クロス分析等を行った結果に、各設問にグラフ、表、コメント等を使用し、分かりやすく調査結果にまとめ、調査結果中間報告書(概要版含む)を作成する。

調査結果の分析コメントや計画策定時における課題抽出をはじめ、ニーズへの言及等を対象者別にクロス集計表やグラフ、コメント等を用い分かりやすく本市の展望を調査結果にまとめ、調査結果の総括を行い報告書の作成をする。

また、佐久市保健福祉審議会児童福祉部会等へ報告するため、部会資料としても作成すること。

(8)成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとし、詳細については発注者と協議により定めるものとする。

電子データについては、全て、ウイルス対策ソフトにより安全性を確保後、CD-R 又は DVD- R で納品を行うこと。

・業務完了報告書 1部
・調査結果中間報告書（概要版・詳細版）製本(A4 判)正本1部、副本2部
・調査結果中間報告書（概要版・詳細版）電子データ(Word 形式、Excel 形式、又は PowerPoint 形式及び PDF 形式）1部
・各種集計データ 電子データ1部
・回答済の調査票（紙ベース）一式
・業務打合せ記録 一式
・その他本業務に関連する資料(各種集計データ等)で発注者が求めるもの
　納品場所:佐久市福祉部子育て支援課子育て支援係

6　業務の適正な実施に関する事項

(1)業務の一括再請負の禁止

　請負者は、請負業務が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2)守秘義務

　請負者(再請負を受けた者も含む。)は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、請負業務終了後も同様とする。

(3)個人情報の取得・保護・管理について

　個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失が生じないこと。

(4)制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

7　その他

(1)業務期間中は、請負業務全般を把握している担当者を置き、佐久市との連絡調整を行うこと。

(2)業務の実施に当たっては、佐久市役所等において打ち合わせを行うこと。

(3)本仕様書に定めのない事項については、協議して決定する。